

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社G. S. T 代表取締役 A	福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8番34号 博多駅FRビル901	一般投資家がファンドへの出資を決定するにあたり重要な要素に関する勧誘資料における記載内容が事実に基づいたものであるか否かを確認しないまま、当該勧誘資料を使用していた。	福岡財務支局の検査により認められた。	平成28年8月
株式会社Sola 代表取締役 A	愛知県名古屋市中区金山1-2-4	・当社が運営するファンドに適格機関投資家等特例業務の運用先として適格機関投資家出資を行っているファンド（ベルテ株式会社が運営）は、適格機関投資家出資がなされているかのような外観が仮装されたものに過ぎず、特例業務の要件を充足していないが、当社代表がベルテ社と共同して上記の適格機関投資家出資の外観の仮装に関与していた。 ・金融商品取引業の登録を受けていない者（ベルテ株式会社）に、自身を営業者とするファンドの取得勧誘を行わせていた。	東海財務局の検査により認められた。	平成28年6月
ドラゲンスナイパーズ合同会社 代表社員 ドラゲーンキャピタル株式会社 職務執行者 A	東京都千代田区麴町三丁目5番2号	運用開始以降、取引による損失からファンド財産が大きく毀損していたにもかかわらず、毎月利益が生じているとする虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付している。	関東財務局によるドラゲーンキャピタル株式会社の検査により認められた。	平成28年6月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
A	東京都千代田区	適格機関投資家等特例業務の運用先として、他の届出業者が運用するファンドに適格機関投資家として出資を行っているが、ファンド組成の支援等を内容とする契約を締結することを求め、当該届出業者に対し、当該届出業者が適格機関投資家出資相当額を負担するものとして、当該報酬に出資相当額を上乗せした金銭を受領し、これを適格機関投資家出資として、当該ファンドに出資を行っていた。	関東財務局によるドラグーンキャピタル株式会社の検査により認められた。	平成28年6月
株式会社Rot Adler Asset Management 代表取締役 A	東京都中央区京橋二丁目12番2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの組合契約書において、実態とは異なる虚偽の説明をして、ファンドの取得勧誘を行っている。</li> <li>・ファンドの保有株式の状況及び運用実態を反映しない虚偽の運用報告書を作成し、顧客に交付している。</li> <li>・ファンドの固有資産と当社の事業に係る財産を分別して管理していないことに加え、ファンドの固有資産の内容について把握できる管理資料を作成していない。</li> </ul>	関東財務局の検査により認められた。	平成28年5月
合同会社ISC 代表社員 B	京都府京都市左京区聖護院山王町1番地18	ファンドの出資金について、法人Aが管理・運用し、法人Aの関係する複数の法人を経由して事業に投資されるところ、当社は、法人Aによる出資金の管理・運用状況、当該事業への送金状況、当該事業の実態等について全く把握していない。	近畿財務局の検査により認められた。	平成28年5月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
ペトログランドインベストメント合同会社 代表社員 B	京都府京都市左京区聖護院山王町1番地18	・金融商品取引業の登録を受けていない者に、自身を営業者とするファンドの取得勧誘を行わせていた。 ・ファンドの出資金について、法人Aが管理・運用し、法人Aの関係する複数の法人を経由して事業に投資されるとしているところ、当社は、法人Aによる出資金の管理・運用状況、当該事業への送金状況、当該事業の実態等について全く把握していない。	近畿財務局の検査により認められた。 なお、当社の業務については、合同会社ISCの代表社員であるCが業務の全てを行っている。	平成28年5月
シュタイン・パートナーズ合同会社 代表社員 A	東京都渋谷区本町3-14-3	・ファンドの出資金について、当社及び関係会社の経費等に費消されるなど、ファンドの運用に充てられていない。 ・ファンドの出資金を外国籍運用会社の発行する変動利付社債に投資し運用するなどと説明し、取得勧誘を行っているものの、上記のとおり当社及び関係会社の経費等に費消している。	関東財務局の検査により認められた。	平成28年5月
志夢合同会社 代表社員 A	東京都港区芝浦三丁目14番5号成友芝浦ビル6階	ファンドの出資持分の取得勧誘に関して、新株予約権を取得して運用するなど謳い、出資を受けているが、ファンドの出資金を顧客のための運用に充てておらず、当社の実質的な代表者が支配している2社の運転資金と混同し、当該2社の借入金の返済や当該2社による株式の売買等の資金に流用していた。	関東財務局の検査により認められた。	平成28年5月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
オーシャン・ブルー合同会社 代表社員 A	東京都中央区銀座六丁目13番16号	適格機関投資家等特例業務の運用先として、他の届出業者が運用するファンドに適格機関投資家として出資を行っているが、ファンド組成の支援等を内容とする契約を締結することを求め、当該届出業者に対し、当該届出業者が適格機関投資家出資相当額を負担するものとして、当該報酬に出資相当額を上乗せした金銭を受領し、又は出資相当額を含めた報酬を要求してこれを受領し、これを適格機関投資家出資として、当該ファンドに出資を行っていた。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。なお、当社の業務については、実態として、事務受託者としてBが業務全てを行っている。	平成28年4月
合同会社CHERISH 代表社員 A	東京都中央区日本橋兜町17-1-701	・適格機関投資家等特例業務の運用先として、他の届出業者が運用するファンドに適格機関投資家として出資を行っているが、ファンド組成の支援等を内容とする契約を締結することを求め、当該届出業者に対し、当該届出業者が適格機関投資家出資相当額を負担するものとして、当該報酬に出資相当額を上乗せした金銭を受領し、又は出資相当額を含めた報酬を要求してこれを受領し、これを適格機関投資家出資として、当該ファンドに出資を行うなど、適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装していた。 ・出資先ファンドの大半について、出資に際して運用方針等の確認をほとんど行っていないほか、出資後も運用状況等の確認をほとんど行っていない。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成28年4月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・ **掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。**
- ・ 掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社トレード・ラボ 代表取締役 A	東京都中央区日本橋小舟町8番1号	当社役員（当時）が、ファンドの運用に関し、東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社ウィズの株式を投資対象として、金融商品取引法第159条第2項第1号に該当する行為を行っていた事実が認められた。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。 また、当社役員（当時）が左記行為を自己の計算において行っていた事実も認められた。	平成28年4月
株式会社ワンプラスワン 代表取締役 A	東京都豊島区南大塚二丁目11番10号ミモザビル3F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適格機関投資家等特例業務の運用先として、他の届出業者が運用するファンドに適格機関投資家として出資を行っているが、投資事業有限責任組合の解散事由となる唯一の有限責任組合の脱退以降、当該出資は適格機関投資家出資であるとは認められないにもかかわらず、出資を継続している。</li> <li>・ 当社が適格機関投資家として出資を行っているとしている一部のファンドについて、実際に出資が行なわれたのかどうかの確認ができない状況にあるなど、出資金の管理が杜撰な状況にある。</li> <li>・ 当社が運用業務を行い、共同運営者であるRJT合同会社（適格機関投資家等特例業務届出者）が取得勧誘を行うファンドにおいて、RJT社が拠出した金銭を原資とし、当社による適格機関投資家出資がなされているかのような外観を仮装し、RJT社の法令違反行為に積極的に加担している。</li> </ul>	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成28年3月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
GENERAL RESOURCES RECYCLE合同会社 代表社員 A	沖縄県浦添市牧港4-2-12	出資対象事業収益から配当を行うとして いるところ、収益が出ていないにもかかわらず配当を実施していた。		平成27年12月
株式会社ファインドエッジ 代表取締役 A	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-600	・金融商品取引業の登録を受けていない者に、自身を営業者とするファンドの取得勧誘及び運用を行わせていた。また、ファンドの運用について、海外の無登録業者とのFX取引により運用を行っている。 ・ファンド財産が当社又は代表者の固有財産と混在している状況である上、ファンドの財務諸表や取引記録等を作成しておらず、出資金の運用状況などが正確に把握できていない。このような状況において、出資金の一部について契約に定められた目的に従った運用に充てられたことが確認できない状況となっている。また、ファンド財産の一部を当社の会社経費や代表者個人の支出等に充てているほか、ファンド財産間において、正当な根拠なく他ファンドの配当金や償還金等に流用した。	近畿財務局の検査により認められた。 また、検査においては、報告徴取命令に対する虚偽報告が認められた。	平成27年12月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社SRIブレイン 代表取締役 A	東京都渋谷区代々木一丁目58番1号石山ビル5階	ファンドの取得勧誘に際して顧客に交付していた契約書等に表示し、説明していた手数料等以外にも出資金から多額の金員を受領していたにもかかわらず、顧客に説明せず、手数料等について実際のものよりも著しく低額である旨を表示・説明していた。	証券取引等監視委員会の調査により左記事実が認められたことから、同委員会から裁判所に対し、左記行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行い、裁判所より左記行為の禁止及び停止命令が発令された。	平成27年12月
株式会社丸庄 代表取締役 A	東京都中央区八丁堀四丁目13番5号幸ビル5F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れた出資金を当初から契約の内容どおりに運用する意思がなかったにもかかわらず、営業員に対して、国内外の上場株式等に投資すると記載した勧誘資料を用いて勧誘するよう指示し、ファンドの出資持分の取得勧誘をさせるなど不適切な勧誘をさせていた。</li> <li>・別会社がファンドを当社に引き継いだ際、業務引継ぎのための現金を当社が受領していたが、受領した現金は出資金から不足しており、当初より出資金を適正に管理する状況にはなかった。</li> <li>・ファンドの出資金について、別会社の代表取締役への資金供与や遊興費等へ流用していた。</li> <li>・顧客から受け入れた出資金を契約の内容どおりに運用していなかったにもかかわらず、当社の代表取締役が架空の分配率を定め、出資金を原資として配当を支払っていた。</li> </ul>	関東財務局の検査により認められた。	平成27年11月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
ノア・アセットマネジメント株式会社 代表取締役 A	千葉県市川市湊新田一丁目3番1-305号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの出資金について、投資運用業の登録のないH2トレーディング株式会社に運用を委託していたのみならず、委託先が行った投資に係る契約内容を何ら把握していないほか、投資先の経営監視活動を全く行っていない。その結果、投資先の破綻について全く予見できず、出資金を消失させた。</li> <li>・一部のファンドの出資金について、当社の従業員等に対する給与等の会社経費として流用した。</li> </ul>	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成27年8月
JPM株式会社 代表取締役 A	東京都中央区日本橋人形町一丁目1番10号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際には損失が生じているにもかかわらず、運用益が生じているとの虚偽の運用報告書を作成し、実態と異なる運用状況を説明、取得勧誘を行い、追加出資を受けている。</li> <li>・会計帳簿や現金出納帳等を作成していないことから、ファンドの財産状況、現金の入出金の履歴や用途等を正確に把握できていない。また、一部ファンドの投資対象事業への投資額を正確に把握できていないほか、当該ファンドの出資金の一部を会社経費等へ流用したとしているが、当社においてもその流用額を把握できていない。</li> </ul>	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成27年8月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。



## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社リスクマネジメントプレイ ン 代表取締役 A	大阪府大阪市北区天神橋三丁目3番3 号 南森町イシカワビル3F	・顧客の出資金のうち大部分を、関係法人に送金し、これを直ちに当社に送金・還流させることで受領し、当社の人件費、交際費等の経費に費消していた。 ・ファンドの取得勧誘に際して説明していた手数料等以外にも、出資金から多額の金員を受領していたにもかかわらず、かかる事実を顧客に説明せず、手数料等について、実際のものよりも著しく低額である旨を説明していた。	証券取引等監視委員会の調査により認められた。	平成27年8月
A・Jアセットクリエーション株式 会社 代表取締役 A	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目7番 13号	投資金額のうち約4割を、投資の見返りとして投資先から受け取っており、その結果、ファンド等の投資金額のうち約6割しか投資先の事業に充てられていない状況となっているにもかかわらず、匿名組合契約書等に何らの記載をすることもなく、顧客に対する説明も一切行っていない。	関東財務局の検査により認められた。	平成27年8月
アセットクリエーション株式会社 代表取締役 A	長野県長野市大字南長野南石堂町1971 番地	投資金額のうち約4割を、投資の見返りとして投資先から受け取っており、その結果、ファンド等の投資金額のうち約6割しか投資先の事業に充てられていない状況となっているにもかかわらず、匿名組合契約書等に何らの記載をすることもなく、顧客に対する説明も一切行っていない。	関東財務局の検査により認められた。	平成27年8月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
イー・アセットマネジメント株式会社 代表取締役 A	東京都中央区日本橋久松町11番8号	投資金額のうち約4割を、投資の見返りとして投資先から受け取っており、その結果、ファンド等の投資金額のうち約6割しか投資先の事業に充てられていない状況となっているにもかかわらず、匿名組合契約書等に何らの記載をすることもなく、顧客に対する説明も一切行っていない。	関東財務局の検査により認められた。	平成27年8月
株式会社Jコーレール 代表取締役 A	東京都中野区本町一丁目9番1号	・金融商品取引業の登録を受けていない者に、自身を営業者とするファンドの取得勧誘を行わせていた。 ・管理帳簿を作成していないこと等から、出資金の残高や出金状況を把握できていない。また、上記金融商品取引業の登録を受けていない者に、自身を営業者とするファンドの取得勧誘を行わせて報酬を匿名組合契約書等に定める事業に充てることなくファンドの出資金から拠出していた。	関東財務局の検査により認められた。	平成27年8月
株式会社アンリミテッド 代表取締役 A	東京都港区元赤坂一丁目1番16号 中井ビル2階	ファンドの出資金について、出資金として計上せず、出資金管理口座に入金することもなく、経費等に費消していた。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成27年8月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社アドネット 代表取締役 A	東京都千代田区神田佐久間町一丁目14番地	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引業の登録を受けていない者に、自身を営業者とするファンドの取得勧誘を行わせていた。</li> <li>ファンドの出資金について、匿名組合契約書の規定に反し、代表取締役個人の借入金返済等に流用していた。</li> </ul>	関東財務局の検査により認められた。	平成27年7月
エム・ピー・ジャパン株式会社 代表取締役 A	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番15号	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンドの取得勧誘に関し、実際の運用実績とは異なる虚偽の運用実績を説明していた。</li> <li>ファンドの出資金について、本来の運用の目的である外国為替証拠金取引で一部しか運用しておらず、本来の運用目的外である株式で一部を運用しているほか、会社経費や配当金等に充てていた。</li> </ul> <p>なお、当社は、出資金等の入出金の状況を正確に把握していない。</p>	関東財務局の検査により認められた。 また、検査においては、報告徴取命令に対する虚偽報告が認められた。	平成27年6月
株式会社アライドインベストメント 代表取締役 A	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目8番7号	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンドの出資金について、当社の経費等に流用していた。</li> <li>ファンドの会計帳簿を全く作成していないなど、顧客出資金等の管理が杜撰な状況となっている。</li> </ul>	関東財務局の検査により認められた。 また、検査においては、報告徴取命令に対する虚偽報告が認められた。	平成27年6月
株式会社即一丸ホールディングス 代表取締役 A	東京都足立区千住旭町36番13号	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンドの取得勧誘に関して、出資金の運用方法や配当について、虚偽のことを告知していた。</li> <li>ファンドの出資金について、当社役職員の給与等の会社経費等に流用していた。</li> </ul>	関東財務局の検査により認められた。	平成27年5月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社ファミリー 代表取締役 A	東京都千代田区鍛冶町一丁目9番11号 石川COビル6階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社が運営するファンドは、運用益が出ていない状況であったものの、ファンドの取得勧誘において、虚偽の配当実績を掲載した書面を交付して、毎月運用益を計上し配当を実施している旨の虚偽の説明を行った。</li> <li>・当社の代表取締役Aは、ファンドの出資金の一部を同代表の知人への貸付金に流用していた。</li> </ul>	関東財務局の検査により認められた。	平成27年5月
株式会社瀬戸内ファンド 代表取締役 A	香川県高松市屋島西町1921番地1	ファンドに係る契約書等の出資状況を記録した書類等がほとんど残っていないことから、実際の出資状況の確認ができない状況にあるほか、ファンドに係る運用資産の現状や運用実態の確認ができない状況にある。	四国財務局の検査により認められた。	平成27年4月
株式会社ギフトジャパン 代表取締役 A	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番9号	運用益の有無にかかわらず顧客の出資金を原資として、毎月分配上限額相当額を分配する意図を有し、実際に出資金を原資とした配当を継続して行っていた。しかしながら、上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して勧誘を行うなど、顧客に対し虚偽のことを告知していた。	証券取引等監視委員会の調査により左記事実が認められたことから、同委員会から裁判所に対し、左記行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てが行われた。	平成27年3月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社日本ヴェリータ 代表取締役 A	東京都中央区日本橋堀留町一丁目4番16号	出資金を原資として、分配上限額相当額を毎月顧客に支払い、残りの大部分を当社等の経費の支払いやA社長への個人的な貸付けに充てていた。	証券取引等監視委員会の調査により認められた。なお、当調査において無登録で金融商品取引業を行っていた事実が認められたことから、証券取引等監視委員会から裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てが行われた。	平成27年3月
株式会社日本ヴェリタス 代表取締役 A	東京都中央区日本橋堀留町一丁目4番16号	・顧客の配当を賄えるだけの運用益が出ていないにもかかわらず、出資金を原資として、分配上限額相当額を長期間顧客に支払い、残りの大部分を当社等の経費の支払い等に充てるなど、出資金を極めて杜撰に管理している。 ・顧客に対し、実際の運用率を上回る虚偽の運用率を記載した分配金支払通知書を交付している。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成27年3月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
クエストキャピタルマネジメント 有限会社 取締役 A	東京都港区南麻布四丁目14番4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引業の登録を受けていない者に、自身を営業者とするファンドの取得勧誘を行わせていた。</li> <li>・ファンドの出資金について、契約上定められた運用をほとんど行っておらず、運用収益が発生していないため、契約上は分配を行わないとされているにもかかわらず、配当金を定期的に支払っているほか、出資金を流用していた。</li> <li>・ファンドの一部の組合員に対し、運用収益が発生しているという虚偽の内容を記載した運用報告書を交付等していた。</li> </ul>	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成27年3月
株式会社ドアウェイブ 代表取締役 B	神奈川県横浜市中区弁天通二丁目30番	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らを営業者とするAファンド持分の取得勧誘に当たり、運用実績及び運用方法について架空の運用利回りが記載された書面を交付するなど、実態と異なる説明をし、顧客に対し虚偽のことを告知していた。</li> <li>・当社は、運用利益が生じない限り分配は行わない旨を顧客との間で合意しているにもかかわらず、ファンドの運用を行っていない期間においても、出資金を原資として顧客に対する配当を実施していた。</li> </ul>	関東財務局の検査により認められた。	平成27年2月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社Money Management Strength 代表取締役 A 専務取締役 B	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目14番4号	ファンドの取得勧誘に関し、顧客に対し実際とは異なる虚偽の出資金の用途等を告知していた。	東海財務局の調査により認められた。	平成27年1月
株式会社エークスト 代表取締役 A	東京都渋谷区恵比寿二丁目1番5号	ファンドの出資金について、匿名組合契約で定められた投資等の用途に充てることなく、当社の職員給与等の経費等に流用していた。	関東財務局の検査により認められた。	平成27年1月
KSG RESOURCE株式会社 代表取締役 A	東京都品川区東五反田一丁目10番9号	顧客に対して契約前に交付した書面において、ファンド資金を当社（営業者）の固有の財産と分別して管理していたものの、ファンド資金の管理口座には、当社グループ会社が借り入れた金銭等が混在し、ファンド資金を判別できない状態にあるほか、ファンド資金の運用状況を把握していない。	関東財務局の検査により認められた。	平成27年1月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社ウィンヴォル 代表取締役 A	東京都千代田区神田美倉町2番地	<ul style="list-style-type: none"> <li>未償還ファンドの出資金について、他のファンドの償還金の一部に流用していたほか、当社の販売管理費等に流用していた。</li> <li>当該状況下でありながらも、ファンドの取得勧誘を継続し、出資金を新たに集めている。</li> </ul>	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成26年12月
ウィンヴォル・ステーション合同会社 代表社員 株式会社ウィンヴォル 職務執行者 A	東京都千代田区神田美倉町2番地	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社が組成するファンドの出資金については、株式会社ウィンヴォルへの貸付け等を通じて同社に集約されている。</li> <li>株式会社ウィンヴォルが、未償還ファンドの出資金について、他のファンドの償還金の一部に流用していたほか、販売管理費等に流用していた状況下でありながらも、当社は、ファンドの取得勧誘を継続し、出資金を新たに集めている。</li> </ul>	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成26年12月
ウィンヴォル・ドリーム合同会社 代表社員 株式会社ウィンヴォル 職務執行者 B	東京都千代田区神田美倉町2番地			平成26年12月
ウィンヴォル・ファルコン合同会社 代表社員 株式会社ウィンヴォル 職務執行者 C	東京都千代田区神田美倉町2番地			平成26年12月
株式会社ベストFAM 代表取締役 A	東京都千代田区永田町二丁目12番8号 永田町SRビル2階	ファンドに出資した顧客及び出資金の運用管理に係る関係書類について破棄したとして、実態が確認できない状況となっている。		平成26年10月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。



## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・ **掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。**
- ・ 掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
クリーンコントロールベトナム合同会社 代表社員 A	東京都中央区銀座三丁目9番18号東銀座ビル602	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社リアルキャピタルマネジメント（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）との合意のもと、当該業者の名義を用いて、ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。</li> <li>・ ファンドの出資金の一部について、匿名組合契約で定められた事業のために運用することなく、関連会社の経費等に流用していた。</li> </ul>	関東財務局の検査により認められた。	平成26年10月
合同会社マイティ 代表社員 A	東京都港区赤坂2-8-11 真要ビル5階	出資対象事業収益から配当を行うとしていところ、収益が出ていないにもかかわらず配当を実施していた。	平成24年10月に発出した報告徴取命令に対する虚偽報告が認められた。	平成26年8月
株式会社アライドインベストメント 代表取締役 A	東京都中央区日本橋蛸殻町2-8-7 田口ビル3階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資者の出資金をファンドの運用やこれに関連する費用と関係のない会社経費に流用していた。</li> <li>・ ファンドの運用報告書に関し、顧客に対して、実際とは異なる虚偽の運用実績を記載し、交付していた。</li> </ul>		平成26年7月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社ジー・クエスト 代表取締役 A	東京都千代田区神田錦町三丁目19番6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、関連会社のファンド口座に送金し、当該ファンドの顧客への解約返戻金や関連会社等の事務経費に流用していた。</li> <li>・自らが運用するファンドに損失が発生しているにもかかわらず、顧客に対し、自らが算出した単価より高い単価を記載した運用報告書を交付していた。</li> </ul>	<p>関東財務局の検査により認められた。</p> <p>なお、当社の取締役であるBが代表取締役を兼務している株式会社インテレス・キャピタル・マネージメント（第二種金融商品取引業者）が、当社ファンドの出資持分の私募の取扱いを行っていた。また、検査においては、報告徴取命令に対する虚偽報告が認められた。</p>	平成26年4月
株式会社インテレスCX 代表取締役 A	東京都千代田区神田錦町三丁目19番6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、関連会社のファンド口座に送金し、当該ファンドの顧客への解約返戻金や関連会社等の事務経費に流用していた。</li> <li>・自らが運用するファンドに損失が発生しているにもかかわらず、顧客に対し、自らが算出した単価より高い単価を記載した運用報告書を交付していた。</li> <li>・匿名組合契約約款に定められている配当を行う基準に達していないにもかかわらず、特定の顧客に対し、配当を実施していた。</li> </ul>	<p>関東財務局の検査により認められた。</p> <p>なお、当社の取締役であるBが代表取締役を兼務している株式会社インテレス・キャピタル・マネージメント（第二種金融商品取引業者）が、当社ファンドの出資持分の私募の取扱いを行っていた。</p>	平成26年4月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
アルファ・メディア株式会社 代表取締役 A	東京都千代田区神田錦町三丁目19番6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、関連会社のファンド口座に送金し、当該ファンドの顧客への解約返戻金や関連会社等の事務経費に流用していた。</li> <li>・自らが運用するファンドに損失が発生しているにもかかわらず、顧客に対し、自らが算出した単価より高い単価を記載した運用報告書を交付していた。</li> <li>・匿名組合契約約款で定めた配当を行う利益基準に達していないにもかかわらず、全ての顧客に対し、配当を実施していた。</li> </ul>	関東財務局の検査により認められた。 なお、当社の取締役であるBが代表取締役を兼務している株式会社インテレス・キャピタル・マネージメント（第二種金融商品取引業者）が、当社ファンドの出資持分の私募の取扱いを行っていた。	平成26年4月
株式会社アール・オー・イー 代表取締役 A	東京都台東区上野三丁目4番1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの勧誘資料等において、実態とは異なる虚偽の運用手法や出資金管理を記載し、一部期間を除き、運用も一切行っていなかった。</li> <li>・出資金が当社の社会保険料等の支払いに充てられていた。</li> <li>・当社と雇用関係のない者にファンド業務の運営を委託しており、勧誘した顧客及びその人数等を正確に把握しておらず、顧客管理台帳等も作成していない。</li> </ul>	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成26年4月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
アジア投資株式会社 代表清算人 A 解散時代表取締役 B	東京都台東区上野三丁目4番1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の運用委託契約先のうち外国法人1社が破綻したことを理由に解散し、清算手続きに入ったとしているが、運用委託契約先における資金の運用状況について一切把握しておらず、具体的にどの運用委託契約先が破綻したのかも明らかとなっていない。また、運用委託契約先への出資金の受渡しの実態も一切不明である。</li> <li>・出資者の出資状況を把握できる客観的資料を保管していない。</li> <li>・契約締結前交付書面において、強制解約となっている口座を出資金の振込先として記載して取得勧誘行為を行い、匿名組合契約を締結しており、出資金は現金で受領したとしているが、その実態は一切不明である。</li> </ul>	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成26年4月
合同会社アセットアーク1号、同2号、同3号、同4号及び同5号 代表社員 一般社団法人 先進技術投資協議会 職務執行者 A	東京都港区六本木三丁目4番35号 落合三幸ビル601	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの出資勧誘に関して、顧客に対し実際とは異なる虚偽の商品内容を告知していた。</li> <li>・出資金の運用委託先から、運用状況に係る報告を一切受けておらず、投資対象に投資が行われたのか全く把握していない。</li> <li>・出資金を原資として配当金を支払っていた。</li> </ul>	関東財務局の検査により認められた。	平成26年3月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
スラージュマン株式会社 代表取締役社長 A	東京都中央区日本橋浜町二丁目29番1号 NSK日本橋浜町ビル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの出資勧誘に関して、顧客に対し実際とは異なる虚偽の運用手法等を告知していた。</li> <li>・当社によれば、出資金を運用している外国法人から、利金及び償還金の全額が支払われなくなったにもかかわらず、当社は、運用は順調であるなどとしてファンドの取得勧誘を継続していた。</li> </ul>	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成26年2月
スマイリングパートナーズ株式会社 代表取締役社長 A	東京都中央区日本橋茅場町三丁目8番10号 リベラ茅場町4階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの出資勧誘に関して、顧客に対し、事実と著しく相違する内容を表示した勧誘資料等により、虚偽のことを告知していた。</li> <li>・当社によれば、出資金の運用を委託している外国法人から、配当金及び償還金の全額が支払われなくなったにもかかわらず、当社は、その後もファンドの取得勧誘を継続していた。</li> </ul>	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成26年2月
アイエムビジョン株式会社 代表取締役 A	名古屋市中区錦1-18-11 CK21広小路伏見ビル  名古屋市中区	新たに投資された出資金を、既存顧客への配当や会社の経費及び償還金等の支払に充当し流用していた。	東海財務局の調査により認められた。 なお、当調査において無登録で金融商品取引業を行っていた事実が認められたことから、証券取引等監視委員会から裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てが行われた。	平成26年1月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・ **掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。**
- ・ 掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
東京証券債券監理株式会社 代表取締役 A	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエアイーストタワー4階	実質的に一体である株式会社Global Arena Capitalとともに、 ・ファンドの出資勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げていた。 ・ファンド出資金の目的外運用及び流用を行っていた。	関東財務局による株式会社Global Arena Capitalの検査により認められた。	平成25年12月
株式会社Limit Investage 代表取締役 A	東京都新宿区西新宿八丁目4番12号 石沢ビル2階	・ファンドの出資勧誘に関して顧客に対し、事実と著しく相違する内容を表示した勧誘資料等により、虚偽の告知を行い、自己の経費等に費消するなどし、ファンドの出資金を毀損させた。 ・無登録業者にファンド持分の取得勧誘を行わせていた。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成25年6月
株式会社ナビエージェンシー 代表取締役 A	石川県金沢市	出資勧誘に関して、顧客に対し当社株式による運用を行うと説明していたにもかかわらず、実際には当社株式を取得することなく、資金調達のために沿った運用がなされていない事実が認められ、虚偽の告知を行っていた。		平成25年6月
F-BRAND株式会社 代表取締役 A	名古屋市中区錦三丁目4番13号第43 オーシャンビル4階	・出資金を運用する意図がなく、また、運用した事実がないにもかかわらず、運用するとの虚偽の告知を行い、出資勧誘を行っていた。 ・ファンドの出資金をF-SEED株式会社（適格機関投資家等特例業務届出者）の経費等へ流用していた。	・東海財務局の検査により認められた。 ・当社は、左記のF-SEED株式会社の関係会社である。	平成25年4月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
F-SEED株式会社 代表取締役 A  使用人 B	名古屋市中区錦三丁目4番13号第43 オーシャンビル4階  名古屋市中区	ファンドの出資勧誘に関して顧客に対し、事実と著しく相違する内容を表示したパンフレット等により、虚偽の告知を行い、自己の経費等に費消するなどし、ファンドの出資金を毀損させた。	東海財務局の調査等により認められた。	平成25年3月
合同会社フランチャイズ基金 代表社員 株式会社アクティブグリーン 職務執行者 A	東京都港区六本木5-16-5	自らが運営するファンドの出資金の管理・運用を無登録業者が行っており、実態を把握していなかった。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成25年3月
ドリームエックス合同会社 代表社員 MDS株式会社 職務執行者 A	東京都中央区湊一丁目7番1号	自らが運営するファンドの出資金の管理・運用を無登録業者が行っており、実態を把握していなかった。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成25年3月
アスライト合同会社 代表社員 株式会社アップアドバンス 職務執行者 A	東京都中央区入船二丁目4番3号	自らが運営するファンドの出資金の管理・運用を無登録業者が行っており、実態を把握していなかった。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成25年3月
ホライズンパートナー合同会社 代表社員 ホライズンパートナー株式会社 職務執行者 A	東京都港区六本木5-16-5	自らが運営するファンドの出資金の管理・運用を無登録業者が行っており、実態を把握していなかった。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成25年3月
MAIDO投資事業組合合同会社 代表社員 MDS株式会社 職務執行者 A	東京都港区六本木5-16-5	自らが運営するファンドの出資金を無登録業者が流用することを黙認することで、その役割の一端を担っていた。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成25年3月
MJインベストメント合同会社 代表社員 ホライズンパートナー株式会社 職務執行者 A	東京都港区六本木5-16-5	自らが運営するファンドの出資金を無登録業者が流用することを黙認することで、その役割の一端を担っていた。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成25年3月
ワイズキャピタル合同会社 代表社員 MDS株式会社 職務執行者 A	東京都港区六本木5-16-5	自らが運営するファンドの出資金を無登録業者が流用することを黙認することで、その役割の一端を担っていた。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成25年3月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
ベルプライムインベストメント株式会社 代表取締役 A	大阪府吹田市豊津町11-37 真建ビル4階	・ファンドの出資勧誘に関し、顧客に対し実際とは異なる虚偽の運用手法等を告知していた。 ・当該ファンドの出資金を事業目的に反し貸付金へ流用していた。 ・ファンドの運用報告に関し、顧客に対し虚偽の運用率等を記載した分配金報告書等を送付していた。	近畿財務局の検査により認められた。	平成25年2月
J Pアトラス株式会社 代表取締役 A	東京都新宿区西新宿7丁目10番6号	ファンドの出資金を会社経費等へ流用していた。	関東財務局の検査により認められた。	平成24年12月
株式会社スタンダードソサイエティ 代表取締役 A	東京都新宿区西新宿1丁目12番1号	ファンドの出資金を会社経費等へ流用していた。	関東財務局の検査により認められた。	平成24年12月
ユピカ株式会社 代表取締役 A	東京都渋谷区南平台町7番9号 DEN FLAT南平台M4	ファンドの出資勧誘及び運用報告に関し、顧客に対し実際とは異なる虚偽の運用実績を告知していた。		平成24年11月
合同会社UNIKE 代表社員 A	東京都渋谷区南平台町7番9号 DEN FLAT南平台M4	ファンドの出資勧誘及び運用報告に関し、顧客に対し実際とは異なる虚偽の運用実績を告知していた。		平成24年11月
株式会社ナレッジキャピタル 代表取締役 A	東京都中央区京橋二丁目5番21号 京橋NSビル10階	ファンドの出資勧誘に関して顧客に対し虚偽の告知を行っていた。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成24年10月
株式会社アール・ビーインベストメント・アンド・コンサルティング 代表取締役 A	東京都中央区日本橋兜町7番7号 芥川ビル3階	・運用先の情報に関して顧客に対し虚偽の告知を行っていた。 ・当該ファンドの出資金を不適切な貸付金へ流用していた。	証券取引等監視委員会の検査により認められた。	平成24年10月
株式会社MTYインベストメント 代表取締役 A	東京都千代田区四番町8番地9-1001	ファンドの出資勧誘に関して顧客に対し虚偽の告知を行っていた。		平成24年9月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。



## 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
株式会社ミライ・アセットシステム 代表取締役 A	東京都台東区小島2-14-15 毛利ビル4階	ファンドの出資勧誘に関して顧客に対し虚偽の告知を行い、当該ファンドの出資金を会社経費等へ流用していた。		平成24年6月
コムネット株式会社 代表取締役 A	東京都台東区台東1-29-4 金子ビル4階	ファンドの出資勧誘に関して顧客に対し虚偽の告知を行い、当該ファンドの出資金を会社経費等へ流用していた。		平成24年6月
株式会社リードトラスト 代表取締役 A	東京都台東区元浅草1-4-3 貝原ビル5階	ファンドの出資勧誘に関して顧客に対し虚偽の告知を行い、当該ファンドの出資金を会社経費等へ流用していた。		平成24年6月
株式会社クレスコ・システムズ 代表取締役 A	大阪市北区天神橋6-6-11 エレガントビル10階	出資金の大半を会社経費等に流用する意図があるにもかかわらず流用しないとの虚偽の告知、虚偽の運用実績等の告知、虚偽の運用方法の告知を行っていた。	近畿財務局の検査により認められた。	平成24年6月
株式会社Eファクトリー	東京都新宿区四谷4丁目28番14号	虚偽の告知	代表取締役であるAが関与	平成23年12月
株式会社エクセレント	東京都新宿区四谷4丁目28番14号	虚偽の告知		平成23年12月
株式会社ルックス	大阪市北区神山町6番4号 北川ビル6階	・虚偽の告知 ・出資金の会社経費への流用		平成23年9月

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。